

東広島市からのお知らせ

今年の春に、ご卒業予定のみなさまへ。

引越しをされる場合の必要な手続きなどをまとめました。ぜひ参考にしてください。



①住所の変更について

市民課

TEL (082) 420-0925

●転出届（東広島市外への引越し）

転出が決まったら、引越しの前か遅くとも引越しから14日以内に市役所市民課または各支所・出張所で届出をしてください。そこで転出証明書をもらい、転出先の市区町村で転入の届出をする際に提出してください。また、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は、転入届の特例による手続きが可能です。詳しくは、市民課までお問い合わせください。

●転居届（東広島市内での引越し）

引越しから14日以内に、市役所市民課または各支所・出張所で届出をしてください。また、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方は窓口で提出してください。

※3月下旬から4月中旬にかけて、窓口が大変込み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

②国民健康保険に加入されている方

国保年金課

TEL (082) 420-0933

東広島市の国民健康保険に加入されている方が転出するときは、市役所国保年金課または各支所・出張所で早めに届出をしてください。届出の際、国民健康保険の保険証を持参してください。また、社会保険に加入したときは、新しい保険証、国民健康保険の保険証、本人確認書類、マイナンバーカードなど個人番号が確認できるものを持参してください。

③国民年金保険料学生納付特例制度を利用するときは

国保年金課

TEL (082) 420-0933

国民年金保険料の納付が困難な方は、納付を猶予する学生納付特例制度があります。納付期限から2年を経過していない期間はさかのぼって申請できます。ご希望の場合は、住民登録をしている市区町村に申請してください。申請には、学生証の写しまたは在学（在籍）期間のわかる証明書が必要です。

また、卒業後に厚生年金等への加入予定がなく、国民年金保険料の納付が困難な方は、保険料免除制度・納付猶予制度があります。ご希望の場合は、住民登録をしている市区町村に申請してください。

④原付バイクをお持ちの方

市民税課

TEL (082) 420-0910

●引越し先でそのまま使用する場合は

転出先の市区町村のナンバープレートに変更することが必要です。転出前に市役所市民税課または各支所・出張所で廃車手続き（「●廃車する場合は」参照）をし、転出先の市区町村で登録手続きをしてください。ただし転出先の市区町村によっては、東広島市ナンバーの廃車手続きと転出先の市区町村のナンバーの登録手続きが同時にできる場合がありますので、事前に転出先の市区町村にご確認ください。

●東広島市に住んでいる方に譲渡するには

同じナンバープレートで次の方は乗れませんので、必ず名義の変更手続きをしてください。

手続きには、ナンバープレート、新・旧両所有者の印鑑、新所有者の免許証が必要です。

これらをお持ちのうえ、市役所市民税課または各支所・出張所にお越しください。

●廃車する場合は

ナンバープレート、所有者の印鑑を持って、市役所市民税課または各支所・出張所で手続きをしてください。軽自動車税（種別割）は毎年4月1日現在の所有者に課税されるため、4月2日以降に廃車されても、その年の軽自動車税（種別割）が課税されます。例年、廃車手続きが済んでいないため、多くのトラブルが発生しています。手続きはお早めに！なお、市ではバイク（原付～大型）の回収・処理を行っていません。バイク自体の処分は業者に依頼するか、「二輪車リサイクルシステム」(◎「ごみの取扱いについて」を参照)で処分してください。

⑤水道の使用を止めるときは

水道局業務課

TEL (082) 423-6333

中止の手続きが必要です。引越しをする前に、東広島市のホームページから電子申請

または電話により届出をしてください（引越し先の住所が必要です）。詳しくはこちらから ⇒

中止の手続きがない場合、契約は継続され請求が発生し続けますので、ご注意ください。



●引越しごみの処理

引越しの際に生じる粗大ごみ・一時多量ごみ・ダンボール箱などは、次の方法で処分してください。

ア：処理施設へ直接搬入（安芸津町以外の地域にお住まいの方）

自分で処理施設（※市の窓口で処理施設までの地図をお渡ししています。）に、直接搬入することができます。（お名前と市内の住所が確認できるものを持参してください。）

「燃やせるごみ、燃やせる粗大ごみ、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール」 賀茂環境衛生センター（東広島市西条町上三永 10766-1） TEL (082) 426-0820
「燃やせない粗大ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、リサイクルプラ、ペットボトル、ビン・缶」 賀茂環境センター（東広島市黒瀬町国近 10427-24） TEL (0823) 82-6499
※安芸津町にお住まいの方は廃棄物対策課または安芸津支所地域振興課へお問い合わせください

イ：業者依頼〔有料〕

ごみ収集運搬許可業者に処分を依頼する方法・業者名などについては、廃棄物対策課または各支所（地域振興課）にお問い合わせください。

※許可を持っていないものが、業務上他人のごみを運ぶことは法律により禁止されています。

粗大ごみの主な分別は次のとおりです。

種 別	出せる物	品 目 例
燃やせる粗大ごみ	木製家具類 寝具類（金属類を除く） その他	タンス、イス（木製）、下駄箱、戸棚 スプリング入りマットレス、布団、毛布 木製ベッド、座布団、座いす、ソファー 他
燃やせない粗大ごみ	家電製品類 金物類 鏡類 自転車類 硬質プラスチック製品類 大型ポリ容器類 その他	ストーブ、トースター、こたつ、ミシン イス（金属製）、釘、針金、ヤカン、ナベ、パイプベッド 鏡、メガネ 自転車、ベビーカー プラスチック製おもちゃ、ボールペン、CD ポリ容器、洗面器 傘、ヘルメット、ハンガー、包丁、ポット 他

●以下の製品は粗大ごみとして回収できませんので、ご注意ください

（分解しても回収できません。また、自己搬入もできません。）

品 目	お問合せ先	方 法	料 金									
エアコン（室外機含） テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・以前購入したお店 ・市内の家電回収協力店 	以前購入したお店がない、もしくはインターネットで購入した場合は、市内の家電回収協力店へご相談ください。	リサイクル料金 ＋ 収集運搬料金									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>店名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エディオン西条学園店</td> <td>西条下見 6 丁目 2-16</td> <td>082-421-1144</td> </tr> <tr> <td>エディオン東広島本店</td> <td>西条町御園宇 4598-1</td> <td>082-423-3211</td> </tr> <tr> <td>ヤマダ電機テックランド東広島店</td> <td>西条町御園宇 5168-1</td> <td>082-426-3200</td> </tr> </tbody> </table>		店名	住所	電話番号	エディオン西条学園店	西条下見 6 丁目 2-16	082-421-1144	エディオン東広島本店	西条町御園宇 4598-1	082-423-3211
店名	住所	電話番号										
エディオン西条学園店	西条下見 6 丁目 2-16	082-421-1144										
エディオン東広島本店	西条町御園宇 4598-1	082-423-3211										
ヤマダ電機テックランド東広島店	西条町御園宇 5168-1	082-426-3200										
	家電リサイクル券センター TEL/0120-319-640	郵便局（簡易郵便局を除く）でリサイクル料金を支払い、受取った家電リサイクル券を家電製品に貼って指定引取場所へ搬入。	リサイクル料金									
パソコン （本体・ディスプレイ）	各製造メーカー メーカー不明及び自作パソコンは、 パソコン3R推進協会 TEL/03-5282-7685 市 廃棄物対策課 TEL/082-420-0926	(1)各メーカー指定の方法に従い料金を支払う (2)料金支払い後、送付されるゆうパック伝票をあらかじめ梱包した排出品に添付する (3)最寄の郵便局窓口に出す（戸口集荷も可能） ※市役所本庁・各支所・出張所に設置している小型家電回収ボックスもご利用いただけます（料金不要）。詳しくはお問い合わせください。	リサイクル料金 ＋ 収集運搬料金 リサイクルマークが添付されている場合、料金不要									
オートバイ	二輪車リサイクルコールセンター TEL/050-3000-0727	指定引取場所・廃棄二輪車取扱店に持ち込む （最寄の指定引取場所・廃棄二輪車取扱店は、二輪車リサイクルコールセンターまたはホームページ https://www.jarc.or.jp/ でご確認ください。）										

その他 市で処理できないもの

ガスボンベ、消火器、タイヤ・その他の自動車部品、バッテリー（※）、耐火金庫、鉄板など

※ ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池については、市廃棄物対策課窓口で回収することも可能です。

※ 火災の原因になるため、バッテリーを燃やせるごみとして出すことは絶対にやめてください。

●不法投棄は犯罪として処罰されます

不要になったごみ等は、処理方法を守って処分してください。

ふるさと寄附金（ふるさと納税）は、東広島市を「ふるさと」と思う方、東広島市のまちづくりを支援したいと思う方が東広島市へ寄附をしていただいた場合、寄附額の2,000円を超える部分について、所得税や個人住民税が控除される制度です。（※1）

寄附金は寄附者の指定した用途に使用され、お礼として東広島市の特産品を受け取ることもできます。（※2）卒業後も、ふるさと「東広島市」をぜひ応援してください！

（※1）所得に応じて、控除上限額があります。

（※2）お礼の品を受け取ることができるのは、東広島市外在住の寄附者のみとなります。

ふるさとチョイス



楽天ふるさと納税



ご不明・ご心配な点がありましたら、担当課へ問合せ、ホームページへアクセス、または最寄りの支所・出張所窓口へお問合せください。

東広島市役所 TEL (082) 422-2111〔代表〕ホームページ <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

黒瀬支所 TEL (0823) 82-2400 福富支所 TEL (082) 435-2211 豊栄支所 TEL (082) 432-2211

河内支所 TEL (082) 437-1111 安芸津支所 TEL (0846) 45-1100

八本松出張所 TEL (082) 428-0053 志和出張所 TEL (082) 433-2224 高屋出張所 TEL (082) 434-1111

